

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年4月17日（平成27年（行個）諮問第73号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行個）答申第21号）

事件名：本人からの苦情申立書を受理したことが分かる受領書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「26.11.11付 私が特定部隊長に宛てた再度の「苦情申立書」を受理したことがわかる「受領書」、この苦情申立書を特定部隊Xにあげた全ての書類（原議書を含む）、この苦情申立書に対する苦情調査委員の指定に関する個別命令（原議書を含む）」（以下「本件文書2」という。）に記録されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）

12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成27年1月13日付け防人服第398号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、本件対象保有個人情報につき不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書1

ア 開示決定通知書の第1項第2号の行政文書（本件文書2）について、

① 「作成していない保有個人情報」及び「保有していない保有個人情報」を具体的に明示することを求める。

② 請求した保有個人情報の開示を求める。

イ 原処分は、開示決定通知書の第1項第2号の行政文書（本件文書2）について、開示請求のあった時点において「作成していない行政文書」及び「保有していない行政文書」を文書不存在につき不開示としている。

しかし、開示期限を延長することが可能であるから、これを延長して開示請求された保有個人情報を開示することが可能である。

また、開示請求された保有個人情報を開示する義務があるのである

から、開示するために開示期限を延長しない正当な理由はない。

「開示請求のあった時点において」というのは、開示請求された保有個人情報を開示しないための口実であり、正当な理由とはならない。

原処分は、法14条にある保有個人情報の開示義務を回避したものであり、違法不当である。

(2) 異議申立書 2

ア 原処分で「不開示」とされた行政文書（本件文書2）の開示を求める。

イ 「原処分第1項第2号の行政文書」（本件文書2）について「開示請求のあった時点において作成及び保有していないことから、文書不存在につき不開示とします。」としたことは、法5条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

(3) 意見書

異議申立人から、平成27年5月22付け（同月25日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「26.11.11付 私が特定部隊長に宛てた再度の「苦情申立書」、これを受理したことがわかる「受領書」、この苦情申立書を特定部隊Xにあげた全ての書類（原議書を含む）、この苦情申立書に対する苦情調査委員の指定に関する個別命令（原議書を含む）」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書として「苦情申立書（26.11.11）」（以下「本件文書1」という。）を特定した。

しかし、開示請求された「これを受理したことがわかる「受領書」、この苦情申立書を特定部隊Xにあげた全ての書類（原議書を含む）、この苦情申立書に対する苦情調査委員の指定に関する個別命令（原議書を含む）」に係る行政文書（本件文書2）については、本件開示請求を受理した時点においては、異議申立人からの本件開示請求の対象となっている苦情申立書（以下「本件申立て」という。）を受理していなかったことから、法18条1項の規定に基づき、平成27年1月13日付け防人服第398号により、本件文書1に記録された保有個人情報については開示、本件文書2に記録された保有個人情報については不存在による不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件文書2を開示請求のあった時点において作成及び保

有していないことを理由に不開示としたことについて、本件開示請求に対する開示決定期限を延長することは可能であり、かつ、開示請求された保有個人情報を開示する義務があるにもかかわらず、開示決定期限を延長せずに不開示としたことは不当であるとして、作成及び保有していないとした保有個人情報を具体的に明示し、開示することを求める。

しかしながら、法12条の規定に基づく保有個人情報の開示請求の対象となるのは、開示請求のあった時点において行政機関が現に保有する保有個人情報であり、将来の保有個人情報までその対象とはしていないことから、仮に開示決定期限を延長したとしても、開示請求時点において不存在であった保有個人情報が開示請求の対象となることはない。

よって、異議申立人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成27年4月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月25日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 平成28年5月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件対象保有個人情報は、「26.11.11付 私が特定部隊長に宛てた再度の「苦情申立書」を受理したことがわかる「受領書」、この苦情申立書を特定部隊Xにあげた全ての書類（原議書を含む）、この苦情申立書に対する苦情調査委員の指定に関する個別命令（原議書を含む）」に記録されている保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報が記録されている行政文書（本件文書2）は、本件開示請求があった時点において作成及び保有していないとして、原処分により本件対象保有個人情報を不開示とした。これに対して異議申立人は、原処分のうち、本件対象保有個人情報を不開示とした部分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会において、本件文書1を確認したところ、その最終ページの上半分は、本件申立ての受領書の様式、すなわち、本件文書1の受理、不受理の別や、その年月日及び時刻並びに記入者の所属、階級及び氏名を記載する欄のほか、押印欄が設けられたものであり、下半分には、本件文書1の送付書として、異議申立人により本件文書1の送付年月日である平成26年11月11日及び同日の特定時刻並びに異議申立人の所

属，階級及び氏名が記載され，押印がされている。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，本件文書1の受領の有無等について確認させたところ，諮問庁は，本件文書1については，上記(1)の受領書の様式を用いて，平成26年11月17日の特定時刻に受領したとして，特定部隊Y特定科長が記名，押印等を行い，申立人である異議申立人に返戻したと説明する。

そこで，当審査会において上記受領書の写しの提出を受け，その内容を確認したところ，諮問庁の説明のとおり記載が認められた。

- (3) 以上を踏まえて検討すると，本件開示請求は，本件保有個人情報開示請求書によれば，平成26年11月11日付けでされており，翌12日に受付されていること，また，上記(1)及び(2)のとおり，本件文書1の受領書には，同月17日付けの日付が記入されていることから，本件開示請求の時点では，本件文書1を「受理したことがわかる「受領書」」及び本件文書1の受理後の事務処理に係る文書であると考えられる「この苦情申立書を特定部隊Xにあげた全ての書類（原議書を含む），この苦情申立書に対する苦情調査委員の指定に関する個別命令（原議書を含む）」を保有しておらず，本件対象保有個人情報を保有していなかったとの諮問庁の説明が不自然，不合理であるとはいえない。

- (4) したがって，防衛省において本件開示請求の時点で本件対象保有個人情報を保有していたとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，防衛省において開示請求時点で本件対象保有個人情報を保有していたとは認められず，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子